

毎年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています

愛犬の「狂犬病予防注射」と「登録」についての御案内

狂犬病とは

人やその他の動物が犬に噛まれることなどにより、唾液から狂犬病ウイルスが感染し発症します。発症してしまうと有効な治療法はなく、ほぼ100%死亡します。近年、日本での狂犬病の発生はありませんが、世界では毎年たくさんの方が亡くなっています。ウイルスを日本で発生させないために狂犬病予防注射は必ず接種しなければなりません。

◆愛犬の登録と狂犬病予防注射について

生後91日を経過した犬を飼い始めた方や犬と転入してきた方は、30日以内に市町村に登録申請を行い、交付された鑑札を犬につけることが法律で義務付けられています。まだ登録をされていない方は必ず届出をしてください。家族の方が犬と転出している場合は転出先で届出をするようお伝えください。

また、毎年1回狂犬病の予防注射の接種をし、交付された予防注射済票を犬につけることも法律により義務付けられています。

◆令和7年度の狂犬病予防集合注射の実施について

1. 会場・日程

- ▶文化会館（川根本町東藤川909-1） 4月22日（火） 午前9時～11時
- ▶役場本庁舎（川根本町上長尾627） 4月23日（水） 午前9時～11時

2. 予防注射・新規登録の費用について

- ▶「狂犬病注射」・・・3,600円（釣銭のないようお願いいたします）
内訳：注射手数料・・・3,050円 注射済票交付手数料・・・550円

3. 予防接種当日に必要なもの

- ①狂犬病予防注射済票交付申請書（はがき） ②愛犬手帳 ③ビニール袋等の糞を処理できるもの
- ※狂犬病予防注射済票交付申請書は、本町で犬の登録をされている方へ3月中旬頃に発送しています。

4. 予防接種当日のお願い

- ▶4週間以内に混合ワクチンを接種している場合は、狂犬病予防注射はできません。また、飼い犬が病気・妊娠・体調不良などで予防注射が困難と思われる場合は、事前に獣医師へご相談ください。

5. 予防接種当日のお願い

- ▶本町に登録をされていない方も、狂犬病予防集合注射に受けることができます。注射会場にて登録申請をすることもできますが、登録には別途登録手数料3,000円がかかります。なお、支払いについては注射会場では受け付けられないため、後日お支払いいただけます。



お問い合わせ先

くらし環境課 生活環境室 ☎0547-56-2236